

## 平成25年度における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の実績の概要

平成26年7月31日

独立行政法人物質・材料研究機構

国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成19年法律第56号。以下「環境配慮契約法」という。）第8条第1項の規定に基づき、平成24年度における独立行政法人物質・材料研究機構の温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の締結実績の概要をまとめたので、公表する。

### 1. 平成25年度の経緯

環境配慮契約法及び国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針（平成22年2月5日閣議決定。以下「基本方針」という。）に基づき、可能なものから温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約（以下「環境配慮契約」という。）の締結に努めた。

### 2. 環境配慮契約の締結状況

基本方針で環境配慮契約の具体的な方法が定められている事項のうち、下記案件において、以下のとおり契約がなされた。

#### （1）自動車の購入及び賃貸借に係る契約

環境性能（燃費）及び価格を総合的に評価し、その結果が最も優れた者と契約を締結する総合評価落札方式による入札を実施した。（1台購入）

#### （2）建築物の設計に係る契約

環境配慮型プロポーザル方式による契約を1件行った。その際、技術提案書のテーマとして温室効果ガス等の排出削減、省エネルギー及び環境負荷の低減に配慮する提案を求めた。

#### （3）電気の供給を受ける契約、船舶の調達に係る契約、省エネルギー改修事業に係る契約及び産業廃棄物処理に係る契約については、該当する案件がなかった。

### 3. その他の環境配慮契約に係る事項

- 環境配慮契約を推進するための体制として、環境配慮に関する方針、行動計画及び環境負荷の低減に向けた取り組み等を審議、検討するために設置された「環境配慮促進委員会」を活用することとしている。
- 平成25年度より事業開始中の構造材料総合研究棟（仮称）建設に向け設置された、「構造材料総合研究棟等建設室」を引き続き活用することとしている。
- 機構内において、環境配慮契約法及び基本方針に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮した調達を推進するよう周知を図った。